

# 都道府県官民データ活用推進計画策定の手引 ( 抜粋 )

官民データ活用推進基本計画実行委員会  
地方の官民データ活用推進計画に関する委員会

平成 30 年 8 月

# 目次

I 総論	1
はじめに	1
1. 都道府県官民データ活用推進計画とは	3
2. 都道府県官民データ活用推進計画の目的	4
3. 都道府県官民データ活用推進計画の効果	5
4. 都道府県官民データ活用推進計画作成における基本的考え方	5
5. 都道府県官民データ活用推進計画の策定及び推進体制	8
6. 都道府県官民データ活用推進計画の構成	9
7. 国の施策との整合	10
8. 国からの支援策の積極的活用	11
9. サイバーセキュリティ及び個人情報等の適正な取扱いの確保	11
II 都道府県官民データ活用推進計画の雛型	12
1. ○○県の現状及び課題	12
2. ○○県官民データ活用推進計画の目的	13
3. ○○県官民データ活用推進計画の位置付け	14
4. ○○県官民データ活用推進計画の推進体制	15
5. 官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針	16
6. 官民データ活用の推進に係る個別施策	18
7. セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保	50
III 都道府県の施策に関する国の施策一覧	
参考1. 官民データ活用推進基本法	
参考2. 地方公共団体等における官民データ活用と情報化推進の事例集（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室作成）	
参考3. 用語集（平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定資料より抜粋）	

# I 総論

## はじめに

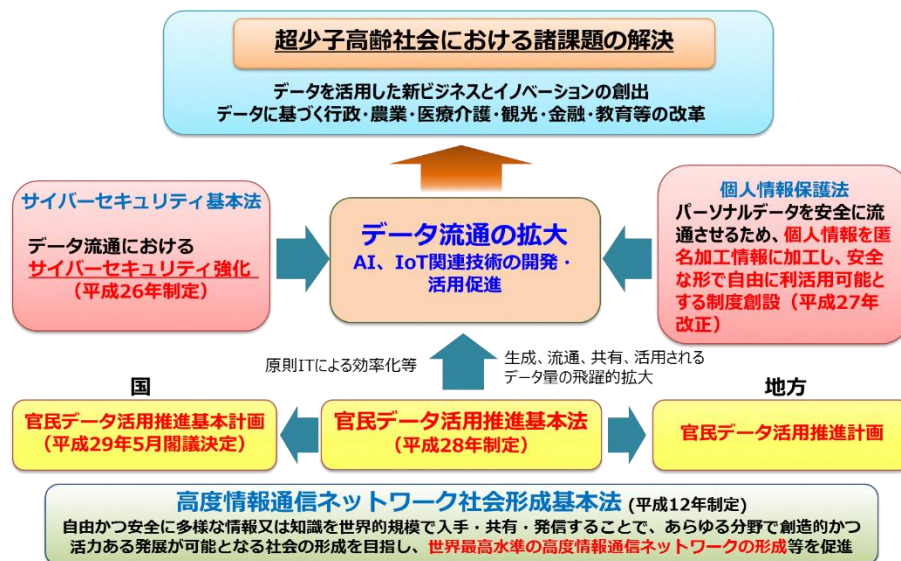
我が国では、「IT 革命」が産業革命に匹敵する大転換をもたらすなどの考えの下、平成 13 年に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部を設置し、超高速ネットワークインフラの整備、電子商取引、電子政府等のルール整備、人材育成等を柱とする「e-Japan 戦略」を策定しました。本戦略に基づき、全ての国民が IT を積極的に活用することにより、その恩恵を最大限に享受できるための取組を開始しています。

その後、「e-Japan 戦略Ⅱ」をはじめとする戦略の累次の見直しを行いながら、IT の利活用にその重点を移しつつ、世界最先端の IT 国家を目指して各種政策を推進してきたところです。ここ数年においては、電子政府の実現に向けた情報システム改革・業務の見直し（BPR：Business Process Reengineering）等といった一定の成果が出てきているところです。

その一方で、IT をめぐる技術進歩は我々の想像を超えるスピードで進展しています。特に、スマートフォンが世の中に登場してからの約 10 年間では、ネットワークインフラの発展による大量のデータ流通と相まって、コミュニケーションの在り方をはじめ、仕事、観光、エンターテインメント、医療・介護等のあらゆる場面で IT が大きな影響を与えてきました。

また、端末やセンサー類の小型軽量化、低廉化とそれに伴うデータ流通量の飛躍的な増大は、「モノのインターネット（IoT：Internet of Things）」、「人工知能（AI：Artificial Intelligence）」、「ビッグデータ」の活用に関わり、社会にこれまで以上の変革をもたらしつつあります。

こうした状況を踏まえ、平成 28 年 12 月、我が国が官民のデータ利活用のための環境を総合的かつ効果的に整備するため、官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号 以下「基本法」という。）が公布・施行されました。基本法では、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体に対しては、官民データ活用の推進に関する計画の策定を求めています。



<図 官民データ活用推進基本法制定の背景>

これを受け、国は、平成 29 年 5 月、世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画を策定し、平成 30 年 6 月には官民データ活用推進基本計画を世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（以下、基本計画という。）として変更しました。基本計画では、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会を実現するための「世界最先端デジタル国家」の創造に向け、IT を活用した社会システムの抜本改革を掲げています。特に「デジタル技術を徹底的に活用した行政サービス改革の断行」として「行政サービスの 100% デジタル化」「行政保有データの 100% オープン化」「デジタル改革の基盤整備」を、「地方のデジタル改革」では「IT 戦略の成果の地方展開」等が明記されました。

また、平成 30 年 1 月に「デジタル・ガバメント実行計画」（平成 30 年 1 月 16 日 e ガバメント閣僚会議決定）を策定し、各取組の進展及び各府省中長期計画等の策定等を通じた、デジタル・ガバメントの実現に向けた新たな取組の展開を受け、平成 30 年 7 月に「デジタル・ガバメント実行計画」（平成 30 年 7 月 20 日 デジタル・ガバメント閣僚会議決定）の改定をしました。

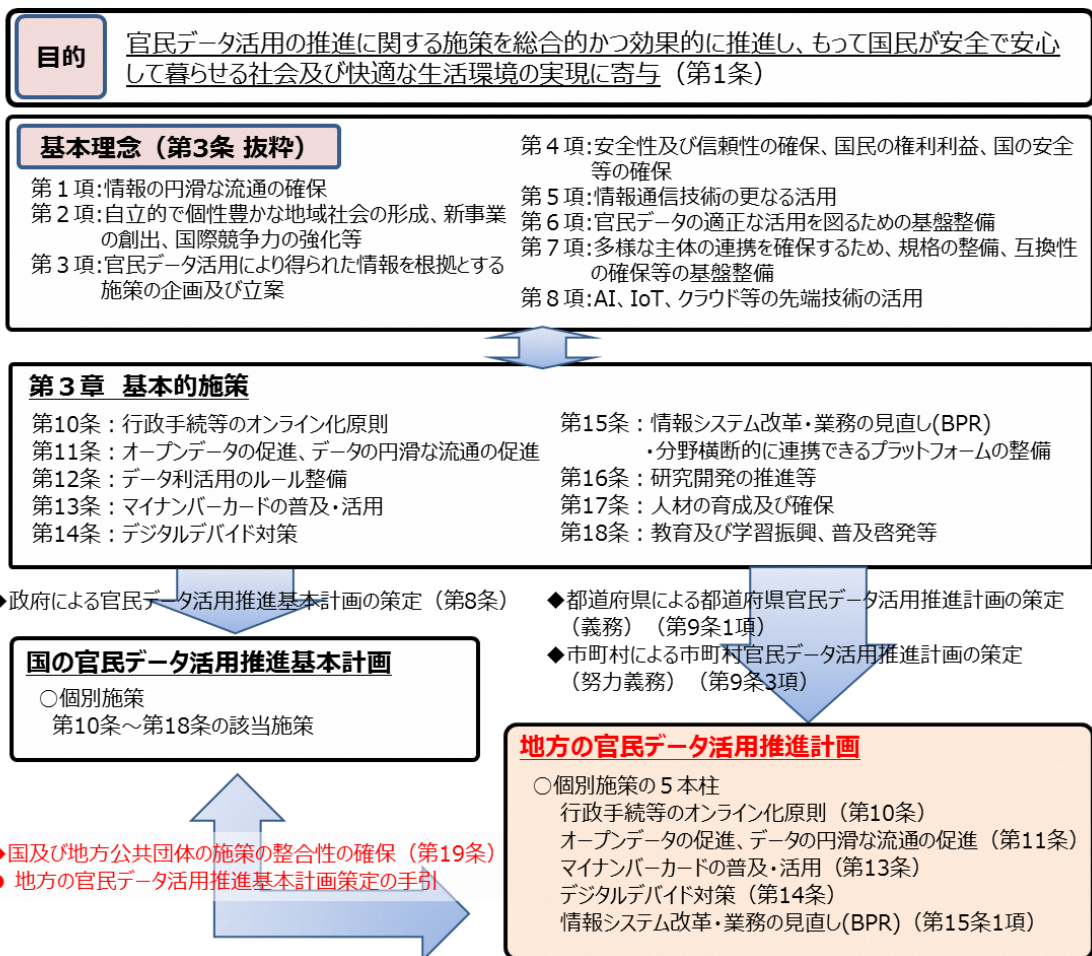
本手引は、基本法第 19 条及び国が策定した官民データ活用推進基本計画に基づき、地方公共団体のうち都道府県に対し、都道府県が都道府県官民データ活用推進計画を策定する際の参考としていただけるよう御提供するものです。本手引を御提供することにより、地方公共団体において、効率的に計画策定に取り組んでいただくとともに、地方の特性や実情に合わせて、本手引で紹介した施策から必要に応じ任意に選定して取り組んでいただくこと（スモールスタート）、その取組を基に施策の深掘りや横展開を行っていただくことを期待しています。

# 1. 都道府県官民データ活用推進計画とは

都道府県官民データ活用推進計画とは、基本法第9条第1項に基づき都道府県の義務として策定する区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画です。

ここでいう「官民データ」とは、都道府県が自ら保有するデータが中心になると想定されます。その一方で、基本法<sup>1</sup>においては、国、地方公共団体及び独立行政法人に加え、民間事業者の保有するデータも対象とされています。民間事業者が保有するデータには有用なものが多数存在しますので、これら民間が保有するデータを活用することによる新たな行政サービスの提供に関しても検討することが期待されます。

なお、都道府県官民データ活用推進計画を策定の根拠となる官民データ活用推進基本法の概要と官民データ活用推進計画の関係は以下のようになります。



< 図 官民データ活用推進基本法と都道府県官民データ活用推進計画の関係イメージ >

<sup>1</sup> 第2条 この法律において「官民データ」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第13条第2項において同じ。）に記録された情報（国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、または公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがあるものを除く。）であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第26条第1項において同じ。）若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり、管理され、利用され、又は提供されるものをいう。

## 2. 都道府県官民データ活用推進計画の目的

近年、スマートフォンの普及、IoTの進展、有線・無線ネットワークの高速化・大容量化により、個人や事業者等が、文字情報のみならず、音声、画像・映像データ、位置情報、センサー情報などの、月毎、日毎という定期的な情報だけではなく、リアルタイムで流通・蓄積されるデータについても、インターネットを通じて送受信できるようになりました。この状況において、国民・事業者等のニーズにきめ細かく対応した新たなライフスタイルの提案に向け、AI、ロボットなどの技術的進展を踏まえた官民データの利活用促進に係る取り組みは、非常に重要なテーマとなっています。

また、我が国は主要先進国の中でも高齢化率とその上昇スピードが高水準であり、加えて生産年齢人口の減少による人口構造の変化も顕著となっており、政府としては、「期待成長率の低下」、「生産性の低い働き方の継続」、「子育て環境等の改善」、「イノベーションの創出」、「地域の隅々へのアベノミクスの効果の波及」、「経済再生と財政健全化の一体的な実現」、「安全・安心な社会の実現」といった諸課題への対策に取り組んでいるところです。

これら課題に対応するに当たっては、各種データの利活用により、①東日本大震災や熊本地震などの大きな災害の発生により顕在化したリスクへの対応をはじめ、安全・安心な生活への期待、②物質的な豊かさだけでなく、心の豊かさや、ゆとりある生活、自己実現により重きを置く傾向による、人の豊かさの尺度（価値観）の変容（例えば、生活の利便性や快適性などの質（QoL: Quality of Life）の向上等の考え方）、③インターネット上のつながりの深化とともに、豊かさを実現する手段として、いわゆるシェアリングエコノミーに代表されるような、所有から共有へという考え方（各種サービス等におけるインターネット上での相互評価の仕組み等）等、個々人の多様化するニーズや考え方にきめ細かく対応するための技術的環境の形成やそれを実現していくための対策を講じていくことが必要となります。

上記の趣旨を踏まえ、都道府県官民データ活用推進計画は、基本法に規定する「手続における情報通信の技術の利用等に係る取組」、「官民データの容易な利用等に係る取組」、「個人番号カードの普及及び活用に係る取組」、「利用の機会等の格差の是正に係る取組」、「情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組」を都道府県の実情に応じて定めることを通じて、官民データの利用環境の整備促進を図り、事務負担の軽減、地域課題の解決、住民及び事業者の利便性向上等に寄与することを目的とします。また、官民データの活用により得られた統計や業務データなどの客観的な証拠に基づき、政策や施策の企画及び立案が行われること（EBPM: Evidence Based Policy Making）による効果、効率的な行政の推進や全ての国民がIT利活用やデータ利活用を意識せずその便益を享受し、真に豊かさを実感できる社会「官民データ利活用社会」の実現も期待されます。

都道府県官民データ活用推進計画は、当該地域における「官民データ利活用社会」のビジョンを示し、住民や関係者がビジョンを共有することで、理解を深め、連携しながら取組を進めることも目的としています。そのため、各都道府県が本計画を作成するにあたっては、積極的な図表の活用などにより、取組が見える化することで住民が「官民データ利活用社会」移行後のイメージを思い描けるようになることを意識して作成してください。

### 3. 都道府県官民データ活用推進計画の効果

都道府県官民データ活用推進計画を策定することにより、計画的かつ効率的に官民でのデータ利用を促進することになります。

このことにより、都道府県にとっては、官民データの利活用促進のために行う、業務、データ、システムの標準化等により、行政の各種運用コストの削減といった効果はもとより、手続のデジタル化による時間や場所を問わない行政サービス（デジタルファースト）、民間サービスまで含めた手続の一元化（コネクテッド・ワンストップ）、既に提供している情報については再提出不要（ワンスオンリー）等、住民や事業者等がデジタル化の具体的なメリットを実感できるような、新たな行政サービスの提供を計画的かつ効率的に行うことが可能となります。

また、既存の施策を継続して推進する場合においても、都道府県官民データ活用推進計画があることで目標や計画が明確になります。計画に基づき、より詳細な証拠（データ）を取得することで、EBPM サイクル、PDCA サイクルを構築、推進しやすくなります。結果的に、政策・施策の企画・立案・改善をより効果的に実施可能になると期待されます。

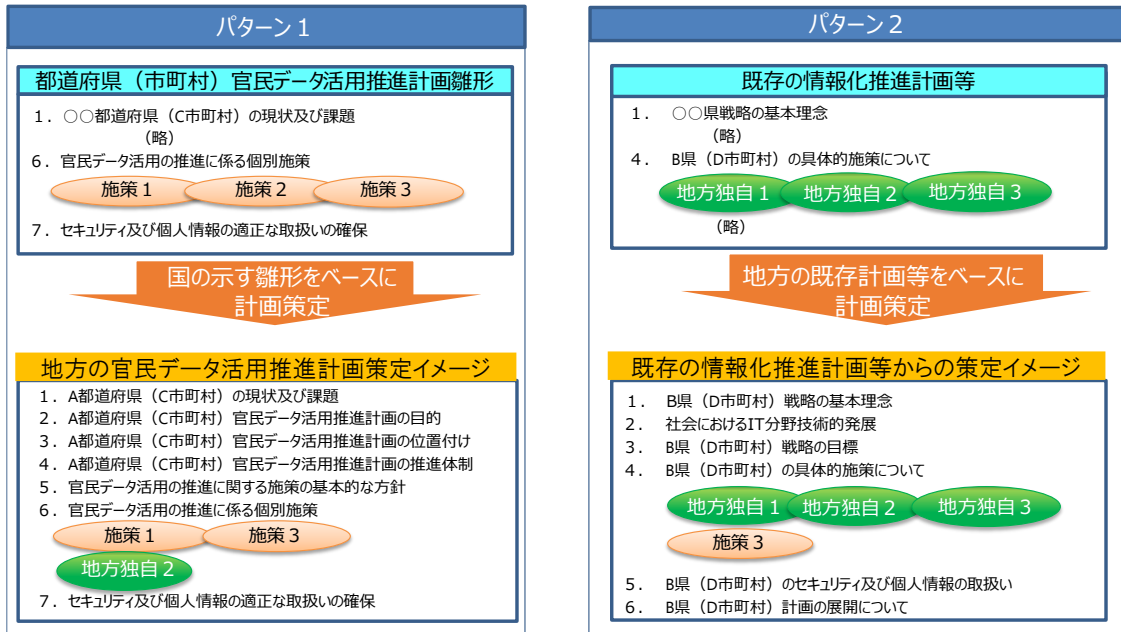
さらに、都道府県官民データ活用推進計画は、基本法により、国が策定する官民データ活用推進基本計画に即して定めることとされていることから、国の施策との相乗効果を期待することもできます。

企業、大学、NPO 等の民間事業者や地域住民にとっては、都道府県官民データ計画があることにより、当該地域における「官民データ利活用社会」のビジョンを知ることが可能となります。ビジョンに共感した民間事業者や地域住民は、自らが有する強みをそれぞれ活かして、「官民データ利活用社会」の構築に協力しやすくなります。

また、都道府県官民データ計画により、地域における官民データの促進のための取組みが見える化し、民間事業者や地域住民にとって地域課題の解決に資する取組みや新たなビジネス創出する機会が増えることになるとともに、行政も含めた関係者との連携が行いやすくなります。

### 4. 都道府県官民データ活用推進計画作成における基本的考え方

都道府県においては、新たに都道府県官民データ活用推進計画を作成（パターン1）するほか、既に情報化基本（推進）計画等が存在する場合には、当該既存計画に「6. 都道府県官民データ活用推進計画の構成」で示す内容を盛り込むことにより、都道府県官民データ活用推進計画とする対応（パターン2）も考えられます。その際には、当該既存計画の構成を生かしつつ、基本方針の選択も含めて、適宜必要な内容を盛り込むとともに、都道府県官民データ活用推進計画との関係を言及する等工夫してください。



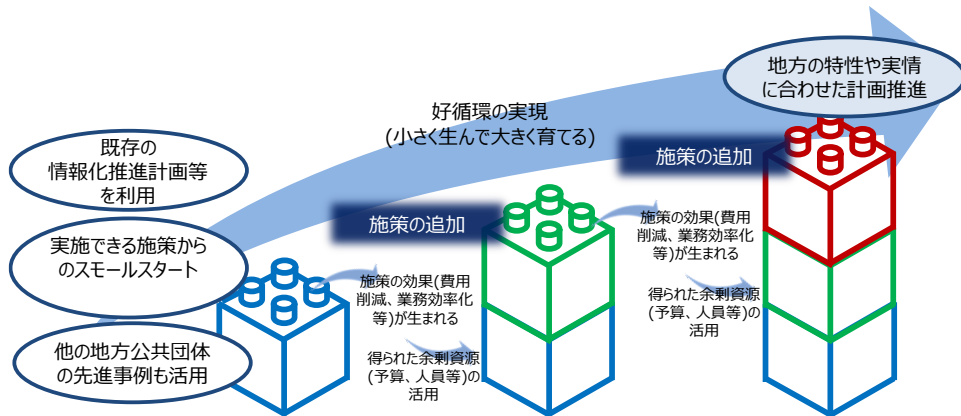
<図 地方公共団体における官民データ活用推進計画策定のパターン>

各都道府県におかれては、既に様々な施策を展開している場合には、より一層の推進を目指した計画を作成してください。また、未だ官民データ活用の推進に関する施策に着手していない場合には、先ずはスタートすることが肝要であることから、できるところから取り組むよう必要に応じた施策を絞り込んだ計画を作成する（**スモールスタート**）等、自らの実情に合わせた計画の作成を行ってください。したがって、「Ⅱ 都道府県官民データ活用推進計画の雛型」に記載の各施策に関しては、各都道府県の実情を踏まえ適宜取捨選択等しつつ参考にしてください。

なお、計画の推進に当たっては、官民データの活用の効果として生じた余剰資源などを活用して、順次計画の内容を充実させていく好循環（小さく生んで大きく育てる）の実現を進めてください。更には、システムの運用経費の削減や地域間の住民サービスの平準化等を図るため、将来的な地域間の連携も検討してください。

また、都道府県及び域内の市町村において官民データ活用に係る取組が着実に進展するよう、国におけるIT化・業務改革によって得られたノウハウや、地方公共団体における優良・先行事例を紹介した「参考2. 地方公共団体等における官民データ活用と情報化推進の事例集」も活用する等、国の施策以外にも適宜取り組んでください。





<図 地方公共団体における官民データ活用推進計画の推進イメージ>

都道府県が計画を作成する際には、計画に盛り込む各施策が有機的に連携することを念頭におくほか、既存計画との整合等も踏まえつつ、適宜計画期間（例えば、3年、5年等）を設定してください。

計画を策定した際には、都道府県官民データ活用推進計画として正式に位置づけたことを明記し、問い合わせ先情報とともに、都道府県の Web サイト等で公開してください。また、計画を改定した場合には、速やかにその内容を更新してください。

なお、国は、官民データ活用推進計画を策定した地方公共団体の情報を政府 CIO ポータル (<https://cio.go.jp/>) に順次掲載しますので、適宜参考にしてください。

## 5. 都道府県官民データ活用推進計画の策定及び推進体制

都道府県官民データ活用推進計画の策定に当たっては、情報部門だけでなく、都道府県の総合計画といった全体ビジョンの構築を担う企画部門や、様々な部署との協力が必要なことから、庁内部署横断的な体制での取り組みを推奨します。

また、基本法においては、市町村官民データ活用推進計画は、都道府県官民データ活用推進計画を勘案して作成することになります。施策によっては、都道府県内市町村の広域連携による取組みが有効である場合も考えられます。これらを踏まえると、計画の策定段階から市町村と連携して行うことも考えられます。

さらに、施策によっては、他の都道府県、民間企業や大学・NPO と連携する事も考えられることから、これらの主体と策定の段階から連携することも考えられます。

また、計画策定のみならず、実行できる体制づくりも重要になります。都道府県官民データ活用推進計画の策定・推進に当たっては、他の都道府県や市町村における様々な情報化推進等に関する取組事例を参考にすることや、民間が保有する情報も活用するほか、企画部門や情報部門等における横断的な推進体制の構築により、各施策の成果を定量的に評価し、それに伴う PDCA サイクルに基づく計画の見直し等、必要な取り組みを行うことも重要です。

なお、都道府県官民データ活用推進計画の策定をより円滑に進めるために条例を制定し、当該計画の作成方針やその推進体制を明確にすることも有効と考えられます。この点に関しては、既に一部の地方公共団体において、条例を制定し計画作成の準備を進めていることから、これら地方公共団体の動きも参考にしてください。

## 6. 都道府県官民データ活用推進計画の構成

都道府県においては、新たに都道府県官民データ活用推進計画を策定する場合や、既存の情報化推進計画等をベースに計画を策定する場合に限らず、基本法で規定する都道府県官民データ活用推進計画等に関する事項等を整理する場合には、以下の枠組みで示す【都道府県官民データ活用推進計画の構成】の要素を具備した内容とするよう工夫してください。その際、特に「手続における情報通信の技術の利用等に係る取組」、「官民データの容易な利用等に係る取組」、「個人番号カードの普及及び活用に係る取組」、「利用の機会等の格差の是正に係る取組」及び「情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組」を基本的な方針として適宜掲載してください。

### 【都道府県官民データ活用推進計画の構成】

1. ○○県の現状及び課題
2. ○○県官民データ活用推進計画の目的
3. ○○県官民データ活用推進計画の位置付け
4. ○○県官民データ活用推進計画の推進体制
5. 官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針
6. 官民データ活用の推進に係る個別施策
7. セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

### 【基本的な方針に係る5つの柱】

- ・手続における情報通信技術の利用等
- ・官民データの容易な利用等
- ・個人番号カードの普及及び活用
- ・利用の機会等の格差の是正
- ・情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等

※必ずしも5つの柱すべてが必須ではなく、自治体の実情に応じて、適宜掲載してください。

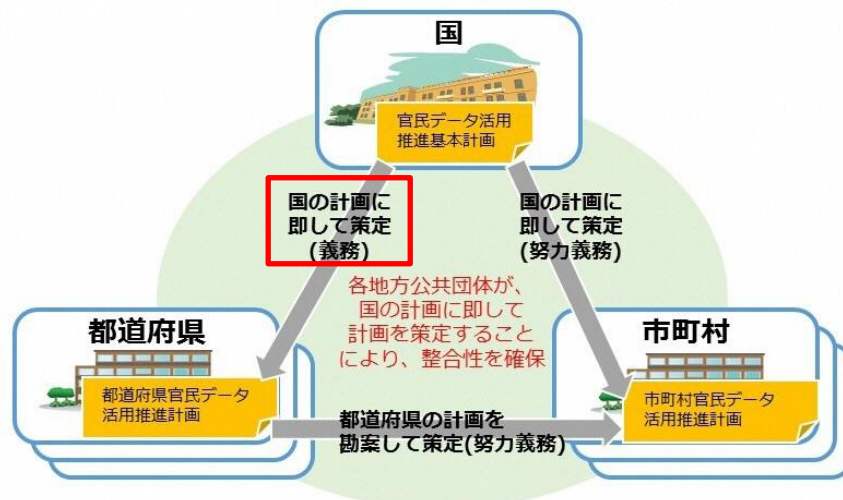
また、同法で規定する「都道府県の区域における官民データ活用の推進に関する事項」については、都道府県で取り組む独自の施策のほか、「Ⅲ 都道府県の施策に関する国の施策一覧」から地域の特性や実情を踏まえて実施する取組を必要に応じ任意に選定し、掲載してください。

なお、施策の掲載に当たっては、計画的かつ効率的に取り組めるよう、具体的な目標及びその達成の時期を定めることを原則としてください。

## 7. 国の施策との整合

都道府県においては、「6. 都道府県官民データ活用推進計画の構成」で記述したとおり、地域の特性や実情を踏まえ実施する取組を必要に応じ任意に選定する等により都道府県官民データ活用推進計画を作成することになります。しかしながら、官民データの利活用による効果を最大限に発揮するためには、国と各地方公共団体等、各地方公共団体等同士で官民データを横断的に利活用できる環境を整備しつつ、国全体として一体的に施策を展開できるようにすることも重要であることから、都道府県におかれては都道府県官民データ活用推進計画を作成するに際し、「Ⅱ 都道府県官民データ活用推進計画の雛型」や「Ⅲ 都道府県の施策に関する国の施策一覧」を適宜参照してください。

なお、国や都道府県との整合性確保により、データ保有主体の壁を越えた円滑なデータ流通の促進、国民一人ひとりが今まで以上にきめ細かいサービスを受容できる社会の実現、防災や見守り等、公益性の高い分野で、より充実した行政サービス等の実現といったメリットが得られると考えられますので、国や都道府県の施策との整合を図りつつ計画策定してください。



<図 国及び都道府県官民データ活用推進計画の関係>

## 8. 国からの支援策の積極的活用

---

官民データ活用推進計画の策定に当たっては、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室に設置される総合的な相談窓口や人材の派遣制度等、国からの支援策を積極的に活用してください。

また、「Ⅲ 都道府県の施策に関する国の施策一覧」で掲載している個別施策については、その中で紹介している個別の支援策についても適宜活用し、円滑な施策の推進を行ってください。

## 9. サイバーセキュリティ及び個人情報等の適正な取扱いの確保

---

官民データ活用の推進は、我が国が抱える諸問題の解決や今後の成長・発展に欠かせない取組ではありますが、データの活用及びその流通に当たっては、サイバーセキュリティ及び個人情報等の適正な取扱いの確保が重要となります。

都道府県においては、「サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)」及び「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」のほか、これら法律に基づく各種規則や都道府県で定める条例等を順守し、適切な官民データ活用の推進が図られるよう必要な取組を行ってください。